

清瀬中学校 P T A 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

この会は、清瀬中学校 P T A と称する。

第2条 (事務所)

この会は、事務所を清瀬中学校内におく。

第3条 (会員)

この会の会員は、本校生徒の保護者及び本校の教職員とする。

第4条 (目的)

この会は、会員の理解と協力により、本校教育の充実・発展に寄与すると共に、会員の教養の向上及び相互の親睦を図ることを目的とする。

第5条 (事業)

この会は、目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 保護者と教職員の研修活動を盛んにし、教育に対する理解と教養を深める。
2. 会員相互の親睦及び福利厚生をはかり、環境美化に協力する。
3. 地域の社会環境を浄化し、生徒の校外活動の指導につとめる。
4. 公費による適正な教育予算の充実につとめる。
5. その他、この会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 役員等の構成

第6条 (構成)

この会に次の役員及び会計監査をおく。

会長	1名 (保護者)
副会長	3名 (1名は副校長)
会計	2～3名 (1名は教職員)
書記	4～5名 (1名は教職員)
会計監査	2名 (保護者)

第7条 (任期)

役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第3章 役員等の職務と選出

第8条 (職務)

役員・会計監査の職務は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し会務を総括し、総会・評議員会・役員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
3. 会計は総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、総会に決算を報告する。
4. 書記は、総会・評議員会・役員会の議事およびこの会の活動に関する重要事項の記録、その他各種の連絡にあたる。

5. 役員は、総会または評議員会の決定に基づき、この事業の執行について協議し、この会の運営にあたる。
6. 会計監査は、会計を監査しその結果を総会に報告する。

第9条 (選出)

第6条のうち、保護者が務める役員・監査委員は、次の方法により選出する。

1. 役員候補者選出のため、推薦委員会を設置する。
2. 推薦委員会の構成については、別途細則で定める。
3. 会計監査委員は、会員の推薦を受け評議員会で決定する。
4. 本部役員の選出等基準については、別途細則で定める。

第10条 (兼務)

役員及び会計監査委員の兼務は認めない。

第11条 (欠員)

年度の途中で保護者が務める役員に欠員が生じた場合、後任者の任期は、前任者の任期満了までの残りの期間とする。

第4章 機関とその役割

第12条 (機関)

本会には、次の機関をおく。

1. 総会
2. 評議員会
3. 役員会
4. 委員会

第13条 (総会)

総会はこの会の最高議決機関であり、毎年定期総会を開き、次のことを行う。

1. 役員承認
2. 前年度決算承認、当該年度の事業計画及び予算の審議と承認。
3. 本会規約の改正、その他必要な事項の審議と承認。

第14条 (総会の運営)

総会の運営は次のとおりとする。

1. 総会は、委任状を含めて全会員の3分の1以上の出席をもって成立する。
2. 議長は、出席会員の中から選出する。
3. 議決は、出席会員の過半数の同意をもって成立する。

第15条 (臨時総会)

評議員会が必要と認めるとき、または会員の5分の1以上の要求があった時は臨時総会を開くことができる。

第16条 (評議員会)

評議員会は、総会に次ぐ議決機関であり、次のことを行う。

1. 総会に提出する議案を審議し決定する。
2. 総会より委託された事項を審議し決定する。
3. 臨時総会の開催を決定する。
4. 会計監査委員を決定する。
5. 細則を決定する。

第17条 (評議員会の構成)

評議員会の構成は、次のとおりとする。

1. 本会の役員及び校長
2. 各委員会の正副委員長

評議員会には、必要に応じて協力委員が出席することができる。また、教職員は本校の教育の様子を報告するため、随時参加できるものとする。

第18条 (役員会)

1. 第6条の保護者役員で構成され、評議員会の議事を事前に整理する。その会には副校長も参加する。
2. 役員会は、総会または評議員会の決定に基づき、この会の事業の執行について協議し、この会の運営にあたる。

第19条 (委員会の種類)

この会に、次の委員会をおく。各委員会は、委員長が招集し、必要に応じて随時開くことができる。

1. 文化厚生委員会
2. 広報委員会
3. 校外委員会
4. 学年委員会

第20条 (委員会の組織)

各委員会には委員長1名、副委員長2名(1名は教職員)をおく。保護者が務める委員長、副委員長は各委員会において互選する。

第21条 (委員の選出)

1. 各学級では、2名の学級委員と、各1名の文化厚生委員及び広報委員を選出する。
2. 各地区から2名以上の校外委員を選出し、各地区より選出された校外委員が委員会活動を行う。

第22条 (委員会の職務)

1. 文化厚生委員会は、会員の研修など、教養向上のための文化活動及び、生徒と会員の健康、安全(給食を服務)に関する活動を企画運営する。
2. 広報委員会は、広報紙の発行など、広報に関する活動を企画運営する。
3. 校外委員会は、生徒の校外活動の向上ならびに、会員相互の親睦を深めるための活動を企画運営する。校外委員会には、協力委員をおくことができる。
4. 学年委員会は、学級委員によって構成する。学級委員は学級PTAを組織し、学級活動を活発にして保護者と教職員の結びつきをはかり、学級の意思をまとめて評議員会に反映させる。また、学校と連携を図り、その学年の諸活動に協力する。

第23条 (校長)

校長は、会長の諮問に応じ、すべての機関の会に出席して意見を述べることができる。

第5章 会計

第24条 (会費)

この会の会費は会員1世帯につき年額1,500円を納めるものとする。

第25条 (経費)

この会の経費は、会費・補助金及びその他の収入をもって支弁する。

第26条 (会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日をもって終わる。

第6章 規約の変更

第27条 (規約の変更)

この会の規約の変更は、総会の議決を経なければならない。議決された規約は、議決の翌日より発効する。

第7章 入退会

第28条 会員の入退会は次の通りとする。

1. 会員である保護者あるいは教職員は、自分の意思にていつでも自由に退会することが出来る。その場合には、すみやかに PTA 本部役員・学校へ入会届・退会届を提出することとする。また、児童の転校および卒業時、教師の他校への人事異動に関しては自動退会とする。
2. 退会手続きを進める際には、それ以降の地域生活やPTA行事などのPTAからの配布物などは会員のみとする。

第8章 附則

第29条 (細則)

本会則の変更は総会の決議を経なければならない。

第30条 (細則の制定・改廃)

評議員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告し、承認を得なければならない。

第31条 (規約の実施)

この会の規約は、平成10年4月以降実施する。

平成18年4月	第4章第6条	一部改正	第5章第8条	一部改正
平成26年3月	第5章第8条	一部改正	第8章第23条	一部改正
平成26年5月	章及び条文の配置	全面改正		
平成26年7月	第3章第9条	一部改正		
令和2年5月	第7章第28条1.2	制定		
	第8章第29条	一部改正	第8章第30条	一部改正
	第8章第31条	一部改正		
令和4年5月	第7章第28条2	一部改正		

<細則>

規約第28条に基づき、次のような細則を設ける。

【保険】

PTA総合補償制度に加入するものとする。

【推薦委員会】

1. 委員会の職務及び任期

- ①推薦委員会は、次期役員及び会計監査委員を選出するために、その候補者の推薦作業にあたる。

- ②推薦委員会は、広く次年度の会員の中から候補者を募り、自薦・他薦が無い場合は、役員候補者を各クラス2名選出し、評議員会に報告する。
- ③推薦委員会は、役員候補者の内諾を経て総会に諮り、その承認により役員を決定する。
- ④推薦委員の任期は、次期役員選考の次期から、総会における決定までとする。

2. 推薦委員の選出

- ①3年生各クラスにおいて、1・2年生に子女のいない会員の中から、1名ないし2名の推薦委員を選出する。1・2年生においては、学級委員が推薦委員を兼ねる。なお、その学級委員は互選会役員候補者の対象にならない。

【各委員の選出規準】

- ①本部役員を平成26年以降に経験した家庭については、以降本部役員の選出対象にならないが、本部役員を担当した子ども以外の兄弟姉妹においては、各委員会委員の選出対象となる。
- ②各委員会委員を経験した場合、選出対象となった子どもの学年においては、それ以降本部役員の選出対象とならない。
- ③各学級における各委員会委員の選出においては、当該学年において本部役員または各委員会委員の未経験者を優先する。（平成29年3月7日制定）

【慶弔規定】

1. 死亡（香典）

- | | |
|----------------|--------|
| （1）会員（含む配偶者） | 5,000円 |
| （2）生徒 | 5,000円 |
| （3）教職員（会員）の保護者 | 5,000円 |

- 2. その他必要に応じ役員会において協議を行い、評議員会に報告する。

（平成31年4月1日改定）